

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 放射能対策基本方針

(放射能対策の基本的な対応方針)

平成25年2月

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合

〈目 次〉

はじめに	· · · · 1
1・放射能対策の基本的な考え方	· · · · 1
2・放射線量の測定	· · · · 1
(1) 空間放射線量	
(2) 廃棄物	
放射能対策の全体図	· · · · 5
除染ガイドライン（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）	
放射線量の測定ガイドライン（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）	

はじめに

今般の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が飛散し、それによる影響の長期化が懸念されています。

国では、平成24年1月1日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故のより放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）」が施行され、本組合の構成3市におきましても特別措置法による「汚染状況重点調査地域」の指定を受け、「除染実施計画」を策定し、除染を実施しています。

本組合としては、国の「特別措置法の基本的な方針」と整合性を図り、これまでの放射能対策等の取組みや今後の取組みを踏まえ、本方針を定めるものです。

1 放射能対策の基本的な考え方

本方針は、特別措置法の基本的な方針に基づき、放射性物質による環境汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を低減させることを目的として、放射性物質に対する総合的な対策を講じるもので、具体的には、組合所在地が構成3市のうち、柏市・鎌ヶ谷市の市域に存することから、この2市の「除染実施計画」に則るとともに、白井市の「除染実施計画」を参考とし、目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目標とします。ただし、当面は特別措置法の方針により、空間放射線量が、毎時0.23マイクロシーベルト未満を目指し除染していきます。なお、本方針は、新たな社会情勢の変化や放射能をめぐる新たな考え方方が生じた場合には適宜見直しを行います。

2 放射線量の測定

(1) 空間放射線量

空間放射線量測定

「除染関係ガイドライン」（環境省）

「除染ガイドライン」（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）

「放射線測定ガイドライン」（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）

① 測定場所

廃棄物処理施設（3施設）、公の施設（2施設）、その他（緩衝緑地

他) の敷地境界等を定点として空間放射線量の定期測定を行います。

② 測定方法

別紙「空間放射線量の測定ガイドライン」による。

◆空間放射線量が目標値を超過した場合◆

環境省の「除染関係ガイドライン」(H23.12) を参考とし、特別措置法及び柏市・鎌ヶ谷市の各市「除染実施計画」に基づき空間放射線量測定により、毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の空間放射線量が測定された場合は当除染実施計画に則った本組合の除染を実施します。

(2) 廃棄物

廃棄物処理施設から発生する焼却灰及び排ガスの放射性物質濃度測定を行います。

特別措置法第16条（測定義務） 特別措置法施行規則（H23.12）

廃棄物関係ガイドライン（環境省）

① 測定場所

廃棄物処理施設（施設：クリーンセンターしらさぎ）

② 測定体制

特別措置法施行規則の施設維持管理基準に基づき、焼却灰の放射性物質濃度を毎月1回測定し、排ガスの放射性物質濃度・敷地境界線の放射線量を定期的に測定します。

◆基準値を超過した場合◆

直ちに、搬出を中止し、国に引き渡すまでの間は、指定廃棄物の保管基準に則って、保管します。（敷地内）また、排ガス中の放射能物質濃度が基準値を超えた場合は、焼却炉の運転を中止し、「放射能物質により汚染された廃棄物処理に関するガイドライン」に基づき、除染等の対策を講じます。

※特別措置法における一般廃棄物処理施設について

特別措置法での本県の一般廃棄物処理施設は、特別措置法施行規則第32条第2項の1都9県に所在する一般廃棄物の焼却施設等（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く）に該当する。

環境大臣が定める要件（適用除外要件）

- ① 直近の放射能濃度の測定結果が800Bq/kg以下である。
- ② 直近の3ヶ月以上の期間に置ける3回以上の放射能濃度の測定結果が全て6,400Bq/kg以下の値であったこと。

- ① 又は②のいずれかの確認を受けた場合、特別措置法第16条第1項の規定に基づく調査義務が免除されるとともに特別措置法第24条に基づく特別の維持管理基準が適用除外となる。

クリーンセンターしらさぎについては環境大臣の確認を受け、適用除外の施設となり、また、アクアセンターあじさいについては、焼却施設を有するが廃棄物処理法の焼却施設には非該当で、水処理施設としての適用を受けることから、排水口での月1回以上の排水の放射性セシウム濃度測定の報告や月1度の放射線の測定は適用されない。本組合のクリーンセンターしらさぎ・アクアセンターあじさいについては、特別維持管理基準とは別に自主的に測定をしている。

※特別措置法における廃棄物処理等について

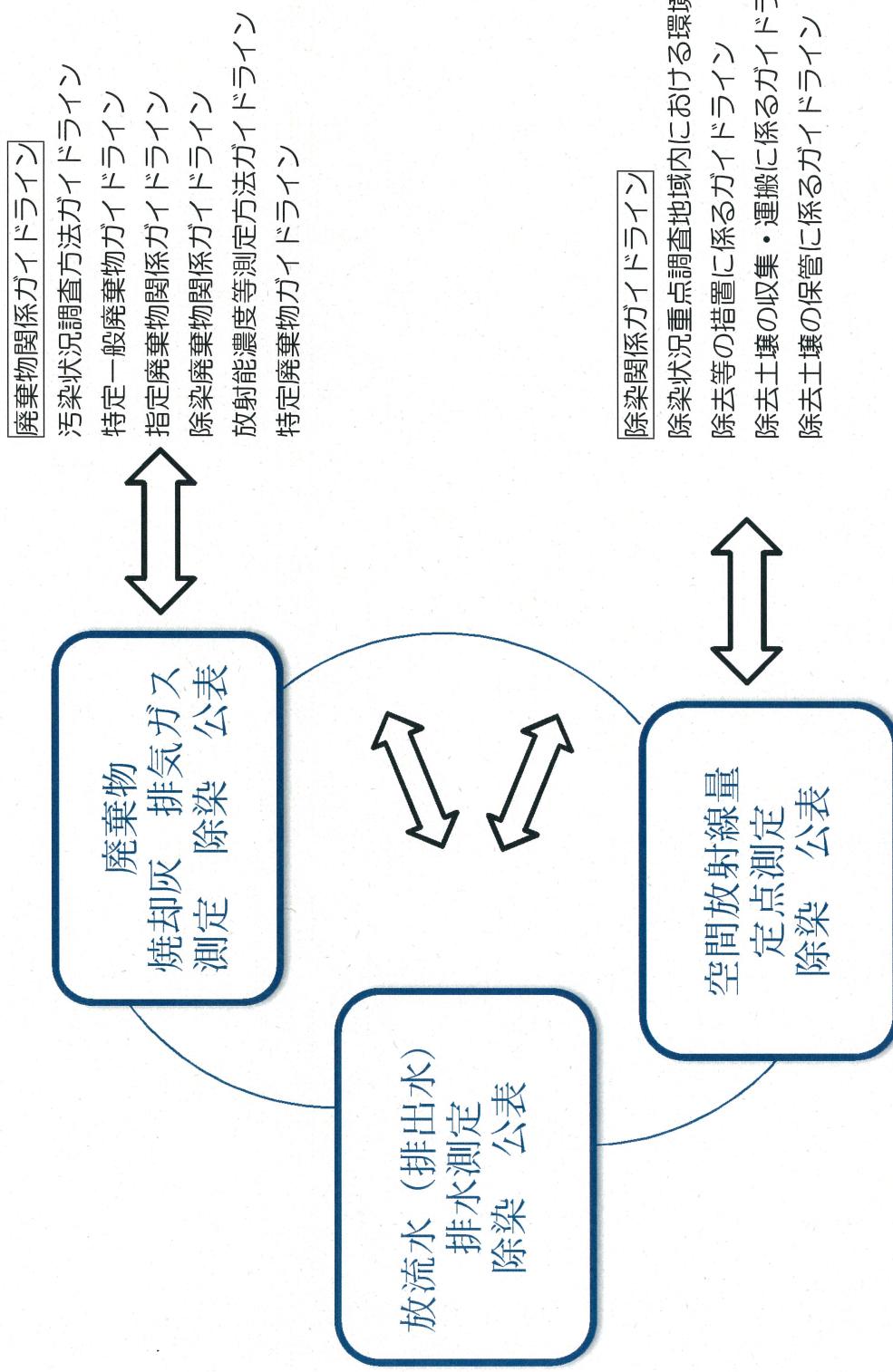
- ・指定廃棄物（セシウム134及びセシウム137の放射能濃度の合計値が、8,000Bq/kgを超えるもの）は国が処理。
- ・特定一般廃棄物（対象区域の一般廃棄処理施設である焼却施設から生じたばいじん（飛灰）及び焼却灰等）は、通常の廃棄物処理法に加え、特別措置法施行規則による処理基準・維持管理基準が上乗せされる。

特定一般廃棄物処理基準	
保管基準	特定一般廃棄物保管場所の指示。
処分基準 (中間処理)	特定一般廃棄物の焼却等を行う場合は放射性物質を除去する排ガス処理施設を備えていること。
処分基準 (埋立処分)	廃棄物層の下に50cm以上の土壌を敷設 廃棄物一層の厚さが3m以下で50cmの土壌を敷設

特定一般廃棄物施設維持管理基準（焼却施設等）	
地下水測定	事故由放射性物質の濃度を月1回以上測定
放流水測定	事故由放射性物質の濃度を月1回以上測定
空間線量率測定	敷地の境界において、放射線の量を7日に1回以上測定
記録	特定一般廃棄物の種類及び数量、維持管理上の測定、その他の記録

放射能対策の全体イメージ

(アクアセントラーアジさい・クリーンセンターしらさぎ)



除染ガイドライン（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）

平成25年 2月28日

1. 目的

本組合では、環境省の「除染関係ガイドライン」(H23年12月)に於ける「基本的な考え方」を参考に毎時0.23マイクロシーベルト以上の空間放射線量が測定された場合、除染等の対策を講じるとともに、「除染関係ガイドライン」、柏市・鎌ヶ谷市の「除染実施計画」に則り、組合施設の除染の手続きを定めたもの。

2. 除染対象と目標線量

(1) 廃棄物処理施設

- ア アクアセンターあじさい
- イ クリーンセンターしらさぎ
- ウ リサイクルセンター

(2) 公の施設

- ア さわやかプラザ軽井沢
- イ 藤ヶ谷ふれあいセンター

(3) その他

- ア 緩衝緑地等

地上100cmの測定で毎時0.23マイクロシーベルト以上が測定された場所とする。(子どもの利用が多い場所では50cm)

除染後の目標数値は毎時0.23マイクロシーベルト未満の数値とします。

3. 汚染状況確認と測定方法

地上100cmの測定で毎時0.23マイクロシーベルト以上が測定された場合は、周辺複数地点等により、再測定を実施し、汚染範囲を特定する。

(子どもの利用が多い場所では50cm)

4. 実施主体

当該施設管理を管轄する部署が実施する

5. 除染作業

(1) 集水樹、排水溝

- ①対象となる集水樹又は排水溝底部の泥を除去し、その泥は土のう袋に入れ、その上から再度ビニール袋に入れる。(耐水性・耐久性のあるもの)
- ②泥の除去後は、ブラッシングや高圧洗浄を行う。

(2) アスファルト、コンクリート

- ①対象となる泥、砂などがある場合は除去し、土のう袋に入れ、その上

から再度ビニール袋に入れる。

②泥、砂等の除去後は、ブラッシングや高圧洗浄を行う。

(3) 落ち葉等

対象となる落ち葉を回収し土のう袋に入れ、その上から再度ビニール袋に入れる。

(4) 土壌

対象範囲の表土5～10cm程度掘削し除去する。除去した土は土のう袋に入れ、その上から再度ビニール袋に入れる。

※洗浄水による周辺への影響を避ける上で、洗浄以外の除去可能なものは、あらかじめ除去する。

6. 除染後の測定

地上100cmにおいて測定を実施し、毎時0.23マイクロシーベルト未満となることを確認する。(子どもの利用が多い場所では50cm)

7. 除染により生じた物の処理

除染により生じた土及び堆積物は、原則敷地内において覆土30cm以上にして埋設する。その後測定を実施して、毎時0.23マイクロシーベルト未満になることを確認し、管理する。ただし、施設敷地内で埋設できない場合には、施設管理者において処分場所を選ぶ。

8. 除染作業時の注意点

①長時間の作業にならないようする。

②防塵マスク、ゴム手袋、ゴム長靴、長袖を着用する。

③作業後は、手足、顔などの露出部分をよく洗い、うがいする。

④作業後、建屋内に入るときは、靴の泥をよく落とし、服を着替えるなどして、泥、埃、塵などを持ち込まないようにする。

9. 除染作業後の再確認

除染作業後実施場所や埋設場所は、適宜、測定を実施する。

空間放射線測定ガイドライン

(柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合)

平成25年 2月28日

追加被ばく線量が年間で1ミリシーベルト以下となるため、調査区域の平均的な空間放射線量率を毎時0.23マイクロシーベルト未満となるための放射線測定に関するガイドライン。

1. 平均的な空間線量率の測定法及び測定器のメンテナンス

校正済みのシンチレーション式サーベイメータ（NaI線量率計）を用いてガンマ線の空間線量率を計測します。

(1) 保守上の留意点

各種サーベイメータは、測定環境により検出器の感度変化や電気回路の部品劣化により、指示値が正しい値からずれを生じることがあります。そのため、定期的（年1回以上）に校正（指示値のずれを修正）し、精度を確保する。

(2) サーベイメータの測定値の取扱い

空間線量率用サーベイメータは、原則として校正定数が記されたシールが貼付され、サーベイメータの指示値にその校正定数を乗することによって正しい空間線量率を求めること。

2. 空間線量率の計測方法

- (1) 調査区域の平均的な空間線量率を判断するため、くぼみ、建造物の近く、樹木の下や近く、建造物からの雨だれの跡・側溝・水たまり、草地・花壇の上、石堀近くの地点での測定は避ける。
- (2) 本体及びプロープ（検出部）をビニール等で覆い、測定対象からの汚染を避ける。
- (3) 地上100cmの高さで測定（子どもの利用が多い場所では50cm）
- (4) プロープ（検出部）は地表面に平行にし、体からなるべく離す。
- (5) 時定数（正しい応答が得られるまでの時間の目安）は10秒とし、測定開始から30秒待って計測値(あるいは、測定値) ($\mu\text{Sv}/\text{h}$) を読み取ります（1点での計測回数は1回）。
- (6) 記録紙に記入（測定は月1回程度とし、必要に応じて対応）

3. 除染等のために比較的高い放射線量の原因となっているポイント

- (1) 雨水が集まるところ及びその出口
- (2) 植物及びその根元
- (3) 雨水・泥・土がたまりやすいところ